



2020年5月15日

各 位

会社名 サンコール株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 忠雄
(コード番号：5985 東証第1部)
問合せ先 企画・管理部門長 杉村 和俊
電話番号 (075) 881-5280

監査等委員会設置会社への移行の決定に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしました。またそれに伴う「定款の一部変更」議案を2020年6月24日開催予定の第103期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

第1 監査等委員会設置会社への移行について

1 移行の理由

複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることに加え、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため監査等委員会設置会社に移行することにいたしました。

今後経営の健全性・透明性をさらに向上させるべく、引き続きコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

2 移行の時期

2020年6月24日開催予定の第103期定時株主総会において、定款一部変更について承認をいただき、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です。

第2 定款の一部変更について

1 変更の理由

(1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、ならびに上記の各変更に伴う字句の修正その他の所要の変更を行うものであります。

(2) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結をすることができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第27条第2項の変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年6月24日
定款変更の効力発生日（予定）	2020年6月24日

以上

【別紙】定款の一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

※下線部は変更部分

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条～第3条（条文省略）</p>	<p>第1条～第3条（現行どおり）</p>
<p>（機関）</p>	<p>（機関）</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p>
<p>第5条（条文省略）</p>	<p>第5条（現行どおり）</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条～第9条（条文省略）</p>	<p>第6条～第9条（現行どおり）</p>
<p>（株主名簿管理人）</p>	<p>（株主名簿管理人）</p>
<p>第10条（条文省略）</p>	<p>第10条（現行どおり）</p>
<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって定め、これを公告する。</p>	<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議</u>によって委任を受けた<u>取締役</u>が定め、これを公告する。</p>
<p>3（条文省略）</p>	<p>3（現行どおり）</p>
<p>（株式取扱規則）</p>	<p>（株式取扱規則）</p>
<p>第11条 当社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利の行使に関する手続については、法令又は本定款に定めがあるもののほか、<u>取締役会</u>で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条 当社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利の行使に関する手続については、法令又は本定款に定めがあるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議</u>によって委任を受けた<u>取締役</u>の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第13条（条文省略）</p>	<p>第12条～第13条（現行どおり）</p>
<p>（招集権者及び議長）</p>	<p>（招集権者及び議長）</p>
<p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第15条～第17条（条文省略）</p>	<p>第15条～第17条（現行どおり）</p>

<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	--

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 28 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とをそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(選任方法)</u> <u>第 29 条 監査役は株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 35 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u> <u>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第 1 0 3 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第 1 0 3 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 5 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
--	---